

第三部 言葉の時間形態～想起・約束・現在～

A. 想起としての説教

第9章 神の想起の中における説教の基礎付け

聖霊の現臨の中にはさまざまな時が包括される。この説教論の中心部においては、み言葉の時間形態の分析がなされる。過去は想起によって現在化され、想起は過去を聖霊の現臨の中へと取り戻し、これを創造的なものとする。

第10章 物語ることとしての説教

聖霊はひとつの歴史について報告する。説教の本質に不可欠なことは、物語る、ということ。受難物語が、説教による物語の原型の物語を形作るとすれば、多様な仕方で起こったし、起こりつつある救いをさまざまな仕方で物語る事が可能となろう。

第11章 説教と引用

聖書が伝承するのは言葉である。説教の本質に属するのは引用である。引用はしかし一つの芸術的技巧である。現代文学は引用の機能の新しい見方を取り次いでくれる。特別な引用の方法として薦め得るのは、既になされている説教の利用である。

第12章 罪の想起

聖書は罪について語る。説教の本質に属するのは、この罪に語ることである。罪が想起されるとすれば、父祖の罪を抑圧することはできない。ヨハネス・ボブロフスキーとパウル・あるとハウスをつきあわせてみよう。

B. 約束としての説教

第13章 約束の現実性

聖霊の現臨において約束は現実化される。現在というものはいずれも将来に対する固有の関係を持っている。我々は文学的实例によって将来に対する今日の間係を認識する。説教の实例は、聖書の約束

と時代の問いかけの両者に対して、説教がどれだけ正しく対処しうるかについての説明を与える。

第14章 来たりつつある救済者についての説教

来たりつつある方の宣教は断片的でしかあり得ない。いっさいの説教の持つ断片的性格は、約束において特に明らかになる。来たりつつある方の期待の喜びの中でへだたりは消え、近さがます。約束は、いっさいの「究極的妥当性」の王座を奪い、かくしてユーモアの生まれる余地をつくる。

第15章 来たりつつある審判者についての説教

恐れが欠けると喜びはへだたりを失い、約束は幻想に変わる。来たりつつある審判者の告知は、義認についての説教の必然的前提である。それが十字架の説教のあらゆる形の倒錯を防ぐのである。

I 節 問題状況

○来たりつつある審判者を語れない説教の現状を分析

義認と審きの関連—

「イエス・キリストにおいて起こった義認への信仰は、生ける者と死ぬる者を審くためにこられる方としてのキリストへの期待を含むものであるのは明らか」「キリストが我らの義認であられるのは確かであるが…というのではなく、まさにキリストが我らの義認であられるがゆえに、キリストは将来の審判者でもあられる。」（ヴォルター・クレグ）

- 将来の審きが存在しないなら（審きが十字架につけられた方において我々の背後にあるのみで、前方にないなら）…

① 信仰によってのみ義とされる（信仰義認）は、自己矛盾

② 信仰と不信仰の区別がなくなる

③ 恵みはいっきよに安価な恵みとなり、救いの確信も余計なことになる

→ 律法主義、完全主義、熱狂主義が我らの内になだれ込む

- 説教の惨めさの根拠は、「教会にも世界にも、来たりつつある審判者を告げることができなくなっている」

パウロにとって、ユダヤ人、異邦人、キリスト者に対する審判の思想は、論争の余地のない前提であった。

「“律法を聞く者でなく行う者が義とされるであろう”（ロマ 2:13）は、最後の審判の規則を宣言。この審判時に語られる解放の言葉によって、究極的な義認が告げられる。ユダヤ人、異邦人、キリスト者もまたこの審きを受けるべく定められている」（シュトゥールマッハー）

↓

「来たりつつある審判者についての説教」は、聖書主義的な動機からではなく、「改革者の信仰の心臓の中心部」から要求されるもの。

「来たりつつある審判者についての説教」は、最後の日についての説教に限定されるべきではない。

※ローマ人への手紙第9章から第11章の全複合体がこの関連の中に入って来る。

ローマ書9章から11章 新共同訳 小見出し

イスラエルの選び

神の怒りと憐れみ

イスラエルと福音

万人の救い

イスラエルの残りの者

異邦人の救い

イスラエルの再興

- 創造論と義認論

創造者についての思想と、キリストにおいて新しく造られる、ということが、義認と緊密に結びつくことを、クリスティアン・ミュラーは強調。

「創造は、義認論が目標とする“義”の根拠を与えるもの」

→「終末論的な創造信仰が義認論の根」なのは当然の帰結。

「神の義」は、「新しい創造を言い表すもの」「新しい創造とは、創造に際して神の正しさが、創造そのものの中で実現される、ということ」。

↓

組織神学的には、「新しい創造」は、ただ現在のものとしてのみは考えられない。将来のこととして考える。審きの思想抜きにすると、新しい創造の思想を将来にかかわるものとは考えられない。

来るべき審きの思想は、「(人間の?) 行為に従ってなされる審き」に限定できない。限定すれば、分派的、異端的なことになる。

- **来たりつつある審判者についての説教は福音に属する。**

十字架につけられたキリストを、来たりつつある審判者として表現することのない福音は、少なくとも不完全。

- ① カイサリアにおけるペトロの説教

「それから彼（復活されたイエス）は、イエス御自身が生者と死者との審判者として神に定められた方であることを、人々に宣べ伝え、また証しするようにとお命じになったのです」(使徒 10:42)。

- ② ユリウス・シュニーヴァント

「終末論はもともと“制限されることのない審き”のこと」

十字架の蹟きは、審きである終末論を背景にして初めて明瞭に理解される。既に起こった救いについての初代キリスト者たちの喜びの声もまた、審きである終末論を背景として初めて理解される。審かれたイエスを喜びとして伝えることは、審くキリストについても喜びとして語り伝えることが不可欠である。

これらは、聖書釈義上も争う余地のないことだが、このような種類の説教をすることの正しさと益については論争がある。

- ① オットー・バルツァー

審きと再臨を切り離して語る。再臨は語らない、審きのみ。審きを現代のこととする。

→この説教者は、神とその言葉を自ら演出している。

② マンフレート・メッツガー

最後の審きの日を現在のひと時ひと時のこととし、アドヴェントを今のこととしてしまう。

↓

アドヴェントは聖霊の来臨により先取されているという点で、神学的に承認することはできる。だが、パルーシアが現臨という事以上を意味しているのを見過ごしている。このような仕方での現在化は、釈義上無理。時間に区別のあること／キリスト論と聖霊論に構造上の区別¹があることを無視する事は、**仮現論的終末論**に至らざるを得なくなる。説教は、神と魂との密接なかかわりを個人主義的に語るにとどまる。

現在する聖霊とは別に、来りつつある終わりの日の審判者について語るべき。

来りつつある審判者についての使信は福音に不可欠

① 聖書テキストを無批判に受け入れる聖書主義の道は許されない

義認と将来の審きとの関連の中に聖書解釈を進めるなら、**聖書テキストが描く事柄の批判も行うこととなる。**エホバの証人のような、個々のテキストの極端な形での絶対化は、**来りつつある審判者の使信を福音の中心(十字架と復活)と関連ないものとしてしまう。**聖書

¹ 「第四章 聖霊 第Ⅱ節 説教学に対する聖霊論の意義」参照。
キリスト論と聖霊論の構造上の区別①キリスト論＝完全性／聖霊論＝断片性②神が人間となられた（キリスト論）、聖霊は人間の中に来られる（聖霊論）③キリスト論「ロゴスによって受容された人間の本性が重要」聖霊論「聖霊が宿っておられる人格そのものとその共同体が重要」③キリスト論「キリストの仲保の働きが、代理の行為の中にある」聖霊論「聖霊の働きは、私達と“共同で働く”—聖霊は、ご自身の活動の中に私達を引き入れておしまいになる。相互関係」。キリスト論では代理を意味することが、聖霊論では“相互関係”—神律的相互関係。ここに説教学の可能性が生まれる。

に記されている「将来のテキスト」を聖書主義的に（逐語的に表面的に）反復することは、神の将来とは程遠いものとなるだろう。

何故なら、聖書が将来を語るのは、約束として語るから。

×旅行日程—既に細かい過程まで確定し明らかになっているもの

○約束—経過は不明でわからない点が多く、断片的。

ただ聖書が語る将来を信じ受け入れるだけ。

約束の言葉は、聖書の言葉。

※義認論を一つの形式原理としてしまい、一切のテキストを平板化（テキストの中で、不明な点をなくしてしまい、分かりやすい、受け入れやすいものとする、ざらざらした違和感や凸凹をなくしてしまう）ことは許されない（つまり、キリスト者は義認され救われ、キリスト者以外は神の審きによって滅びる…というような極端な単純化、平板化）。聖書の言葉の異質性、テキストの肌に合わないところはそのままに。

→聖書主義の道は、聖書の言葉そのものを拒否することと同じく、赦されない。

② 説教者を用いて下さる聖霊が、説教者にとって極めて重要である
聖霊と、来りつつある審判者を語る説教者との関わりについて述べる。

聖霊は再臨を先取りし、暫定的に二重の仕方で審きを行われるから。

（１）聖霊が御自分を与えることを拒むこと

霊が不在だということ、それ自体が審きとなる

（２）又、悔い改めに導いてくださる

霊が与えられる時、悔い改めを通じて救いに導かれる

★★聖霊は約束されているお方だから、誰でも（１）のままに閉じ込められることはない。約束の聖霊は、来りつつある方（審き主キリスト）について語り我らに示し、聖霊の先取の審きが救いに至るようと、悔い改めへの力を与え我々を勇気づける。聖霊は来たりつつある審判者（キリスト・イエス）の解釈者となってくださり、審判者の席を準備する。説教者はその聖霊の

働きに奉仕する者。

聖霊に奉仕する際の説教者の試み

- ① 聖霊の現臨（暫定的裁き主の現臨）を意識すること
- ② 自分自身もまた無制限の審きの中にあることを認識する
- ③ 神の将来について語るテキストの助けを借り、②の認識を語ってみる。

神の将来について語る際、「霊の現臨」によって、間違った解釈や行為が防がれる。

以下、神の将来を語る際の場合の過ちについて、第Ⅱ節以下で警告する。

第Ⅱ節 審きの説教の地獄の説教への倒錯

第一の警告：審きの説教が地獄の説教になってしまうこと

福音主義、カトリック両教会において、強力に広範囲で行われている説教伝統。

実例 1) 伝道者ヤーコブ・フェッター

カール・バルト「全く禍い多き宗教メカニズム」

“地獄の奈落の口は開きっぱなし…救命ボートはありそうもない”

神の怒り、神の審き、最後の日が、福音との関連なしに、バラバラに独立した主題となってしまう。

実例 2) イエスズ会士マッカーシー「第一級の倫理的勧告の説教」

審きについての説教のある種の伝統の典型例。

20世紀初頭まで、カトリック説教者の模範とされていた。

610p～629p : 19ページは地獄の描写

629p終わりの少し：希望

神が聴衆を助けて悔い改めさせ、

かくも恐ろしい定めから護ってくださるように。

決定的な問い

「父と子と聖霊の名によって」このような説教ができるのか？

「父と子と聖霊」という聖書釈義の基準となるべき名は無視されているのではないか。例えば、「悔い改めよ、天の国は近づいた」という主イエスの説教が、「悔い改めよ、地獄は近づいた」という説教に逆転されているのではないか、天国を説かれた主イエスの名によって、地獄を説くことはできない！

にも拘らず、このような地獄を説く説教がなされるという事は、私達が「宗教メカニズム」にぶっつきり巻き込まれていることは確実だ。地獄と審きが、神なしの自給自足となっている。

地獄を説く説教で忘れられている重要なこと

「悔い改めに導くのは神の慈愛であって（ローマ2：4²）、神の怒りではない。しかし、神の慈愛は明らかに神の怒りなしにはすまない（ローマ1：18³）」

地獄を説く説教に反対する説教者

例1）ルター

自分自身の善行と償罪によって終わりの日に備えさせようと、最初はただ恐れを抱かせることによって信心深くさせようとする説教の伝統に対し論駁。

例2）スポルジョン

「わたしの思い出し得る大部分の人が救いを捕えるに至ったのは、地獄の説教ではなく、喜びの使信に満ちた調べによってだ」

地獄の説教の伝統は、来るべき審判者についての説教を困難にして

² ローマ書2：4 “あるいは、神の憐れみがあなたを悔い改めに導くことも知らないで、その豊かな慈愛と寛容と忍耐とを軽んじるのですか。”

³ ローマ1：18 “不義によって真理の働きを妨げる人間のあらゆる不信心と不義に対して、神は天から怒りを現されます。”

いるだけに、注目し考察すべき。

終末への期待を全て拒否しても（神について拒否しても）、地獄と審きは語りうる。地獄に不足することはない、地獄を世俗化することほどやさしいことはなく、地獄について非宗教的に語るのはぞうさもない。

地獄の奈落は、その時その時の戦場を決まり文句で取り上げることで行われる。人々は、このような説教をすることで、「今、来つつある審判者」を福音として語ることをしないですましてきたのであり、この地獄の説教の伝統が、今、我々をして、来りつつある審判者についての説教を困難にしている理由の一つである。このことを弁えるのは、改良の第一歩となる。更に、来りつつある審判者の説教が困難である第二の理由を尋ねよう。